

令和2年(2020年)4月30日

小田原市立小・中学校の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

新型コロナウイルス感染症対策のための小田原市立小・中学校の対応について

お知らせ⑥

新型コロナウイルス感染症対策のため、本市では、政府の緊急事態宣言及び神奈川県からの協力要請を踏まえ、5月6日(水)まで市立小・中学校を臨時休業としておりますが、御理解・御協力いただいておりますことにお礼申し上げます。

本市の学校の再開は、5月7日(木)を予定していますが、緊急事態宣言の解除や延長に関する決定は、5月の連休中になるとの報道もあります。

このため、神奈川県においては、県立学校について、緊急事態宣言が延長された場合には、感染リスクを考え臨時休業期間を延長すること、また、緊急事態宣言が解除された場合であっても、県内の感染状況を踏まえ、児童・生徒の安全安心を第一に考えて、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校、時差通学・短縮授業などの段階的な再開とすることなど、様々な事態を想定し、検討が進められています。

つきましては、本市においても、神奈川県と同様の対応とすることとしますので、緊急事態宣言に関する国からの発表に十分ご注意くださいようお願いいたします。

市立小・中学校における学校の再開や臨時休業の延長に関する詳しい情報は、国の決定後、**5月8日(金)までに市ホームページでお知らせします。**

児童生徒、保護者の皆様におかれましては、人との接触を極力減らす取組への御協力と臨時休業について御理解くださいますようお願いいたします。

なお、今後、内容の見直しや変更等があった場合には、改めてお知らせします。

【5月7日(木)以降の小田原市立小中学校の対応】

○緊急事態宣言が延長された場合

臨時休業は、緊急事態宣言の期間に合わせて延長します。

○緊急事態宣言が解除された場合

5月7日及び8日は再開準備のため休業とし、5月11日(月)以降に再開します。

学校での感染を不安に思う児童生徒は、当面出席しなくても欠席扱いにはなりませんので、学校へご相談ください。

教育委員会へのお問い合わせ先

放課後児童クラブに関すること	教育総務課	33-1731
感染防止等学校保健に関すること	学校安全課	33-1691
給食に関すること		33-1694
教育課程全般に関すること	教育指導課	33-1684